

奈良県防災会議等の組織及び運営に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第六十一号

奈良県防災会議等の組織及び運営に関する条例等の一部を改正する条例

(奈良県防災会議等の組織及び運営に関する条例の一部改正)

第一条 奈良県防災会議等の組織及び運営に関する条例(昭和三十七年十月奈良県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「文化・教育・くらし創造部」を「地域創造部」に改め、同項第四号中「水循環・森林・景観環境部」を「環境森林部」に改め、同項第五号中「産業・観光・雇用振興部」を「産業部」に改め、同項第六号中「食と農の振興部」を「食農部」に改める。

(奈良県地方独立行政法人評価委員会条例等の一部改正)

第二条 次に掲げる条例の規定中「文化・教育・くらし創造部」を「地域創造部」に改める。

- 一 奈良県地方独立行政法人評価委員会条例(平成十八年六月奈良県条例第八号)第八条
- 二 奈良県文化財保護審議会条例(昭和三十七年十月奈良県条例第八号)第八条
- 三 奈良県いじめ問題再調査委員会条例(平成二十六年十月奈良県条例第二十三号)第八条

- 四 奈良県いじめ対策連絡協議会条例(平成二十八年六月奈良県条例第十号)第九条
- 五 奈良県青少年問題協議会条例(昭和三十八年十月奈良県条例第四十八号)第八条
- 六 奈良県スポーツ推進審議会条例(昭和三十七年三月奈良県条例第四十九号)第六条

(奈良県生活衛生適正化審議会条例の一部改正)

第三条 奈良県生活衛生適正化審議会条例(平成十二年三月奈良県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第八条中「文化・教育・くらし創造部」を「福祉医療部」に改める。

(奈良県子ども・子育て支援推進会議条例及び奈良県幼保連携型認定こども園審議会

条例の一部改正)

第四条 次に掲げる条例の規定中「文化・教育・くらし創造部こども・女性局」を「地域創造部こども・女性局」に改める。

一 奈良県こども・子育て支援推進会議条例(平成二十五年三月奈良県条例第六十七号) 第七条

二 奈良県幼保連携型認定こども園審議会条例(平成二十六年十月奈良県条例第二十六号) 第八条

(奈良県公害紛争処理条例及び奈良県環境審議会条例の一部改正)

第五条 次に掲げる条例の規定中「水循環・森林・景観環境部」を「環境森林部」に改める。

一 奈良県公害紛争処理条例(昭和四十五年九月奈良県条例第十六号) 第五条

二 奈良県環境審議会条例(昭和四十六年七月奈良県条例第五号) 第九条

(奈良県国土利用計画審議会条例及び奈良県土地利用審査会条例の一部改正)

第六条 次に掲げる条例の規定中「県土マネジメント部地域デザイン推進局」を「県土マネジメント部まちづくり推進局」に改める。

一 奈良県国土利用計画審議会条例(昭和四十九年十月奈良県条例第十号) 第七条

二 奈良県土地利用審査会条例(昭和四十九年十月奈良県条例第十一号) 第七条

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。